

「宿泊税に関する説明会」議事録

日時	2026年5月20日(水) 13時30分～15時45分
場所	伊勢市生涯学習センター(いせトピア) 多目的ホール
出席者	50名(うち、宿泊事業者32名)
伊勢市	産業観光部 観光振興課 総務部 課税課、収納推進課

配布資料	<ul style="list-style-type: none">・ 事項書・ 宿泊税に関する説明会(投影資料)・ 資料1-1 宿泊税に関するアンケート結果(18日12時時点)・ 資料1-2 用途に関する自由意見(18日12時時点)・ 資料2 宿泊税の導入について・ 資料3 税制度(案)について・ 資料4 宿泊税の用途(案)について・ 資料5 伊勢市の事業者支援策(案)
------	--

司会)「宿泊税の説明会」を開催いたします。
説明会の開始に先立ちましてご挨拶いたします。

事務局) お木曳行事が始まり伊勢の地がにぎわっております。お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。宿泊税については様々な意見をいただいております。本日の説明会ではこれまでの意見や課題事項に対する現在の市の考えを説明いたします。ぜひ前向きな意見交換をよろしくお願いいたします。

司会) それでは、事項書 2 宿泊税に関するアンケート結果について説明いたします。

(略)

司会) 次に、事項書 3 これまでの意見・課題に関する検討状況について説明いたします。

(略)

司会) これより、事項書 4 の意見交換に進ませていただきます。まずは、宿泊事業者の皆様から質問・ご意見をお伺いし、その後その他関係者の皆様からの質問・ご意見を伺いたいと思います。発言を希望する方は挙手をお願いします。挙手いただきましたら司会が指名しますので、マイクを使ってご発言をお願いします。また、ご発言の前に施設の形態（ホテル、旅館、民泊等）を述べていただいた上で、ご発言をお願いします。それではこれまでの説明等につきまして質問やご意見はございませんでしょうか。

参加者) 10 年、20 年後のことを考えてということであれば、少子高齢化、交通面、インバウンドの少なさ等が長期の問題としてあると思います。一方で短期で考えないといけない問題もあると思います。人口が減ると税収も減るだけでなく、伊勢に来る日本人の観光客も減少すると思います。先ほどの説明では 200 円の宿泊税を導入することですべての課題が解決するような説明でしたが、これらの課題が 200 円の宿泊税を徴収したらすべてが解決するとは感じられません。

私の施設はインバウンドも含めて長期滞在の方に多くご利用いただいています。長期滞在者には宿泊料金を減額することもしており、観光目的でない方の宿泊も多くなっています。長期滞在者に対する免税は考えていないのか。海外系の OTA から長期滞在者に対する免税はないのかということも聞かれています。また市として長期滞在者のことをどのように考えているのでしょうか。

事務局) 長期滞在者については重要なターゲットであると考えております。ただし、免税という形ではなく、クーポン等のキャンペーンの中で支援していくことを考えております。インバウンド政策については人によっては不要というご意見もありますが、日本人の人口減少が明らかな中、インバウンド政策とセットで考えることが重要と考えております。

参加者) 宿泊事業者がどのような税金を負担しているかはお存じでしょうか。

事務局) 消費税、従業員の住民税の特別徴収分、所得税の源泉徴収分の納入、法人税、法人住民税、個人事業主の場合は自身の所得税などです。

参加者) そうです。そのように既に多くの税金を負担している状況であるにも関わらず、新たな税制度を導入しようとしていると思います。今回宿泊税が導入されたとしたら、今後も、何か税金が不足した際に、どんどん新しい税金が導入されて、こちらの税負担が大きくなるのが起こるのではないのでしょうか。

事務局) 宿泊税については、税の負担者は宿泊者で、事業者の皆さまには税をご負担いただくのではなく、徴収事務をお願いすることとなります。

参加者) その説明は消費税を導入するときの政府の答弁と同じですね。また宿泊税の 200 円という金額についても Booking.com や Airbnb などでは宿泊税を別途徴収することができないので、結局のところ、我々の売上から 200 円払ってもらうしかない状況です。

事務局) OTA 手数料そのものを税制度の中で補填することは全国事例からも難しい状況であることはご理解いただければと思います。使途についても説明したとおり、我々としては宿泊者、宿泊事業者のメリットとなる施策を手厚くしたいという思いから具体的にお示しました。

参加者) 1 年前と同じ議論の内容で失望しています。駐車場の説明の中で市内全域で課税しないと不公平とか、住民利用があるので不適切と説明がありましたが、内宮前の主に観光客が利用する地域に限定して課税するという発想はないのでしょうか。住民への課税を問題視するのであれば、例えば、出口で免許証を確認し、伊勢市の住民であれば課税を免除することで回避できるのではないのでしょうか。関係部署と調整が面倒なので、同じ発言を繰り返しているように思います。できない理由を並べて、できる方法を模索しようとする動きは全く感じられません。

免税点については、これまで水平的公平ということで制度の見直しを行っていなかったところから一步踏み込んだと感じていますが、考えが浅いと思います。観光客の中で宿泊客は 1 割程度、ここに免税点を設ければ、観光客に対する宿泊税を負担する観光客の割合は更に下がります。免税点の導入はこのいびつな状況が助長される制度ではないかと思います。免税ではなく、減額であれば一定の理解ができます。使途についても宿泊事業者への補助を考えていると説明がありましたが、納税義務を持たない施設も補助の対象となるのであれば不公平に感じられると思います。一方で補助をしないのであれば宿泊施設のサービスの底上げにつながらず宿泊税導入の趣旨に反すると思います。先ほどの長期滞在に対するご意見に関しても市は使途の中でメリットとなることを検討すると発言がありましたが、具体的にどのようなことを行うのかということをお教えしてもらえないと昨年と同じです。素泊まり料金の算出について、食事代 8,000 円、宿泊 2,000 円と宿から報告があった場合、市はそれを受け入れますか。また 12 月のセミナーの際に私が質問させていただきました、総務大臣の同意基準について、「住民の負担が著しく過重になること」とありますが、この住民の定義について質問しましたが、未だに回答がありませんので、これについてもご回答をお願いします。

事務局) 住民の定義としては納税者のことであると解釈しています。

参加者) 特別徴収義務者である宿泊事業者のことではないのでしょうか。法的根拠を示してください。

事務局) 総務省に確認したところ、宿泊事業者ではなく税をご負担いただく宿泊者のことを示していると聞いております。

参加者) 宿泊税については、特別徴収義務者となる我々の事務負担も相当なものとなります。このことから住民の負担という意味について質問をしております。この住民の中に宿泊事業者が含まれないのであれば、その根拠をお示しいただけないでしょうか。

事務局) 著しく過重ということについて、解釈としては先ほどお伝えしたとおりです。そのうえで、総務省に確認した内容ではありませんが、宿泊税という制度は全国的にも運用されている内容であり、現在私たちが検討している制度よりも複雑な内容であっても総務大臣の同意を得られていることから、法的な問題は生じていないと認識しております。お答えしたことに加えて総務省に新たに確認すべき内容がありましたら、後ほど改めてお聞かせください。

参加者) 事業者の事務負担は考慮されずに制度が運用されるということでしょうか。

事務局) 当初より市が示していた一律定額、免税点なし、課税免除なしという制度内容は、最もシンプルな内容であり、事業者の事務負担の観点からも望ましいものではないかと考えておりました。今回新たにお示した免税点は事業者の事務負担が増加するものであり、今後の制度設計に向けてご意見いただきたいと考えております。内宮エリアの駐車場に限定した課税については、駐車場への課税を行っている太宰府市を事例に説明しますと、太宰府市も太宰府天満宮付近の駐車場が混雑している状況ではあるものの、税制度上の公平性を優先し、市内全体の駐車場に対して課税されております。また税の目的についても観光振興ではなく環境保全を目的として実施されています。このことから伊勢市においても現時点でエリアを限定した課税については実施する考えはありません。

免税点に関するご意見、質問については先ほども申し上げましたとおり、これまでは事務負担等も考慮し、一律定額で免税点なし、課税免除なしという考えをお示しておりました。しかしながらこれまでの説明会や意見交換会でも低廉な価格帯でお客様に税をご負担いただくことは難しく、売上の中から負担しなければならないといったご意見もあり、他市事例にもある免税点の導入が一つの解決にならないかとの思いから検討を進めているところでございます。

次に使途の公平性に関してです。各使途の制度設計は今後行っていくこととなりますが、宿泊者数や従業員数、市との防災協定締結の有無等によって補助額等を変動させることも必要ではないかと考えております。ただし、宿泊税を全く納入していない事業者とそうでない事業者で全く同じ支援内容とすることは、制度上望ましくないと考えておりますので、バランスを見ながら制度設計を進めてまいります。

次に長期滞在に対するメリットとなる施策についてより具体的に知りたいというご意見についてです。現在伊勢市では誘客を目的とした商談会等に行った際にも遷宮やお木曳という民俗行事があるというような説明はしているものの、宿泊施設の強みも含めて情報提供できるだけの情報をも十分に把握できていないのが現状です。まずは市内宿泊施設の強みをしっかりと把握することから始めたいと考えております。その後、鳥羽や志摩とも連携し、広域での活動も行っていきたいと考えております。

最後に宿泊料金と食事代の分け方についての考えです。悪意を持って報告をしている事業者への対応やその抑止策に関しても先行自治体での取り組みも参考にしながら検討していきたいと考えております。

参加者) 宿泊税に関する伊勢市の会議にはすべて出席しておりますが、伊勢市の考えについては少しずつ前に進んでいるなど感じております。今回の会議資料のアンケート結果の宿泊料金の内訳については 10,000 円から 49,999 円の部分はもう少し詳細に把握することが大切ではないかと思っておりました。泊食分離で料金を分けることは非常に難しく、無理に近いと思います。例えば料金を分ける手間に応じて特別報償金を区分することがあってもよいのではないかと思っておりました。そのような柔軟な対応を提案してもらえると事業者としても同意しやすいと思います。免税については市の考えもあると思うが、免税点あり、一律定額 200 円という制度は計算が楽な側面はあるが、宿泊料金が安いところから高いところまで税額が同じなのは果たして平等といえるのかと思います。

私の施設では入湯税を徴収しているが、カードで支払えないのかとお客さんにずっと言われておりますが、現金徴収でこれまでも徴収ができています。報償金や使途でメリットがあるのであれば事業者としてはすごく助かると思います。

伊勢市は今日出されている様々な意見に対して、理解が得られるような回答をしっかりと準備すると今後の協議が前向きに進むのではないかと思います。

また、会議については宿泊施設は 15 時から仕事なので、それまでに終わられるようにしてください。

参加者) 説明会でいつも一方的に説明されるので、前回の意見交換会の際にも説明は資料でお願いしますとお伝えしました。1 月の意見交換会の時の事前意見については文書回答してもらいたいとお願しておりました。回答についてホームページに掲載したと話がありましたが、掲載したことがわかるようにお知らせはしてもらっているのでしょうか。

使途についても説明がありましたが、一部の方へのヒアリングのみで決められているのではないのでしょうか。私のところには何もヒアリングはありませんでした。免税点については、これまでの会議で免税点の話はありましたでしょうか。伊勢市が実施していたアンケートについても税務調査のような調査であり、回答はできないと思います。

様々な情報が五月雨式に出てきて、検討の全体像が見えないのですが、特定の方には詳細を説明して進めておられるのでしょうか。

私は民泊を運営しておりますので、予約はすべて OTA 経由で受け付けております。徴収に係る経費はすべて必要経費として計上できるものなのでしょうか。

免税点に関して消費税であれば年商で決まってくると思いますが、宿泊税は単価で決まってくるということなのでしょうか。宿泊単価は季節や曜日によって変動してくるものですが、宿泊するタイミングによって、宿泊税が課税される、課税されないは宿泊事業者がその都度判断するというのでしょうか。

事務局) 事前意見に関しては、現時点の考えを整理した内容を回答部分に記載し、資料をホームページに掲載いたしました。掲載が遅くなり、申し訳ございません。また新着情報として表示もされておらず、意見交換会のページを更新する形で掲載しております。

参加者) 掲載されていることは何も知らされておませんが、他の事業者にはお知らせされているのでしょうか。

事務局) 他の事業者にも詳細なお知らせはしておりません。また回答内容についても概念的な記載が多くなっているため、今回の説明会での説明が現時点における市の最新の考えであるご理解ください。

免税点を検討することとなった経緯についてはこれまでの説明会等で低廉な価格の宿泊に対する配慮やアンケート結果から市内には低廉な価格の宿泊が一定程度あることも明確になっておりますので、配慮が必要であるとの考えから免税点の設定を検討しているところでございます。

経費計上の考え方ですが、OTA に関する手数料は販売手数料等として会計上処理されるものかと思えます。

参加者) 要した経費の実費を経費計上できるのかという質問をさせていただきました。

事務局) 人件費等の実費についても通常の会計処理の中で行っていただくことになるかと思えます。

参加者) 実費で計上すると宿泊税額である 200 円を上回る経費が必要となることもあると思うが、どのように考えているのでしょうか。

事務局) これまでの説明会等でも OTA 手数料や徴収に必要な人件費等の経費については多く意見をいただいておりますが、税制度の中でこれらの実費を賄うことは難しいと考えております。使途の中で事業者や宿泊者にメリットになるような補助制度等を創設することで事業者支援としたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

参加者) 事業を運営する上で掛かった経費は税務処理として経費を計上できるのですが、宿泊税についても徴収に必要な経費は税務処理で経費として計上してもよいのかということを知っております。

事務局) 特別徴収に係る経費についてはその他の経費と同様に処理を行ってもらうものと認識しておりますが、税務申告に関する正式な回答はできかねますので、税務署にも確認させていただきます。

季節や曜日によって宿泊料金が変動する部分については、宿泊事業者にご判断いただくこととなることから提出された申告を適切なものとして取り扱うことを考えております。

参加者) 免税点が単価で判断されることとなることについてはいかがでしょうか。例えば、年商が 100 万円でも、宿泊単価が高い施設では宿泊税が課税されるし、年商が数千万円でも宿泊単価が低い施設は課税されないという理解でよろしかったでしょうか。

事務局) 宿泊税については宿泊料金で判断いただくこととなります。

参加者) 私は現時点では宿泊税導入について反対の立場です。理由としては事業者の様々な負担が実質ゼロにはなっていないことや、全国的に見ても、導入している自治体はまだ少数にとどまっている状態で、伊勢市は先行自治体で起こっているようなオーバーツーリズムの問題が起こっていないからです。そのような状態であれば特別徴収義務者の宿泊事業者と合意が取れて、それから総務省が同意して初めて宿泊税が成り立つものだと思います。80%、90%の自治体が導入しているという状況であれば、2.5%の報償金でも珍しいということになると思います。伊勢では事業者から様々な課題が示されていたにも関わらず事業者の負担が緩和されていませんでした。今回示された使途の資料で①から③については長期の課題であり事業者として現実味がありません。使途の④から⑦について、先に議会に説明が必要だと思いますが、税金に対してどの程度の規模感で実施していくか示してもらえれば、これならよいという判断ができると思います。先に市議会に宿泊税徴収に必要な経費の規模感と使途の規模感を同時に示して、事業者の負担をどこまで軽減できるかを説明していただけないでしょうか。

事務局) ご発言の中でご理解いただいておりますとおり予算を伴うものに対して、詳細をご説明しづらい状況ではございますが、徴収に係る事業者負担については配慮する必要があるとの思いはこれまでも説明させていただいたとおりです。ご意見いただきました内容も含めて市議会に報告いたします。

参加者) 次回の会議に向けて議会にもご説明いただいて、使途の配分割合についてもお示しいただくと、現在反対の立場の方が賛成してくれたり、伊勢市のために協力することも仕方ないと思ったりしてくれると思います。

参加者) これまでの説明の中でも駐車場に関する課税については何度か説明いただいておりますが、なぜ駐車料金の上乗せができないのか、まだ腑に落ちません。説明の中で対象者を捕捉しづらいとあるが、利用者の捕捉は可能ですし、市内全域ではなく内宮前だけ対象とすることができない理由についても理解できていません。内宮前の駐車料金の一部を観光財源にすることが可能であれば、毎月申告する手間もなくなるし、これまで議論されている OTA 手数料や徴収に関する負担など細かい話にもならないと思います。財源の規模についても年間100万台近く利用されていることから安定的に広く浅く徴収できるのではないかと思います。公共交通機関を利用している人から徴収できないのは不公平とありますが、その理屈であれば、宿泊者から徴収した宿泊税を日帰り観光客にも恩恵がある事業に活用することも同じではないでしょうか。どのような方法であっても何かしらの不公平が生じてしまうと思います。その中で、最もメリットが大きく、デメリットが小さい方法が駐車場料金への上乗せではないかと思います。今一度、駐車場に関する課税ができない理由をご説明いただけないでしょうか。次に使途に関して、お示しいただいた内容がすべて実施されればバラ色の観光施策であると思いますが、それぞれの事業にどのくらいの金額がかかる想定なのか、それぞれの事業を実施するとどのくらいの宿泊者が増える想定をしているのかを教えてください。昨年は観光振興基本計画を策定中であるとの説明がありましたが、どのような計画になったのでしょうか。またその計画は宿泊税の導入を前提としているのでしょうか。宿泊税の導入によりどれだけの宿泊者が増えるか見込んでいるのでしょうか。宿泊税の負担が大きいことはこれまで皆さんから意見が出ていますとおりですが、これだけ観光客や宿泊者が増えるという見通しを説明してもらえれば、宿泊税に協力しようと思えることもできると思います。これまで宿泊税の検討には多くの時間をかけているにも関わらず、あまりよい雰囲気でない状態が続いているので、何か歩み寄れるような説明をしていただくことも考えてもらえないでしょうか。

事務局) 駐車場に関しましては、有料化する際にも多くの議論がありました。内宮周辺の交通渋滞の原因が駐車場利用者であり、その解消に必要な経費を利用者にご負担いただくように有料化の目的が整理されています。その目的で徴収した利用料を伊勢市全体の観光振興に活用するというのをどう整理していくかは大きな課題です。これまでいただいた意見も含めて交通部門と情報共有しておりますので、今後の交通対策の中で検討していくべき内容であると判断しております。観光に関する財源については宿泊税だけでなく、寄付金や協賛金など様々な手法があると思いますが、その中で先ほどの意見も踏まえ検討していきたいと考えております。新たな財源を確保していくことは、新しい観光振興基本計画の中でも位置付けております。駐車場については整理する課題が多く、利用料徴収が始まった経緯も考えると、ハードルが高いと考えております。

参加者) 利用料と税で二階建てで徴収するような整理はできないのでしょうか。

事務局) 前回の意見交換会でも同様のご意見をいただいております。関係部署とも情報共有しております。駐車場については、新しい駐車場の整備も含めて議論されているところであり、越えなければならないハードルも多くあります。今後、そういった議論も必要になる可能性はありますが、すぐに進めることは難しいと考えております。先行事例を見ても、安定的に財源を確保できる手法として、宿泊税が妥当だと考えております。繰り返しになりますが、利用料徴収の経緯が周辺の交通対策として始まっており、観光に関する財源として活用することはできない整理となっております。これらを一緒に議論することは適切ではないと考えております。一緒に議論をすると逆に宿泊促進に重きを置く目的が崩れかねないとも考えております。

使途の規模感と費用対効果についてですが、使途④の安全・安心に関する内容等は実施したからといって宿泊者が何人増えるというような内容ではないと考えております。直接的に誘客につながる事業でなくても宿泊に関する受入環境を整備することも大切な事業であると考えております。インバウンドやバリアフリー対応については今後伊勢をアピールしていく上で、必要となる内容であると考えております。使途⑤については誘客につながる事業であり、重視していきたいと考えております。予算の規模感によって効果が変わってくるものであると思いますが、ターゲットや規模感についても年度ごとに検討が必要なものであると考えております。

参加者) 使途の①～③に関してどのような規模感でやっていくという目標も何もないということでしょうか。

事務局) どこまで実施するかということで必要となる事業費も大きく変わってきます。どのような優先順位で事業を進めるかによって、規模感が変わってくるものであると考えております。事業者メリットの使途としてお示ししている④から⑦については毎年度同じ規模感で実施できるようにする必要があると考えております。

参加者) 先ほども同じ意見がありましたが、伊勢が全国の先進地として宿泊税を導入することに疑問を感じています。多くの自治体が制度を導入し、実例が出てきてから始めても遅くはないのではないかと思います。宿泊事業者はこれまでも観光のために一生懸命努力をしております。

事務局) ご意見のとおり、自治体数で見ればまだまだ先進的な取り組みではあるかと思いますが、観光地を中心に導入を検討している自治体は多くあります。伊勢市でも人口減少が始まっており、これまで市民の税負担を中心に行っていた観光事業に関して、お越しいただく方にも一部をご負担いただく仕組みは必要であると考えております。タイミングとしてはお木曳、ご遷宮等で観光客が増加していく状況を好機としたいということもこのタイミングで検討をしている理由の一つでございます。また、導入が遅くなると、おそらく都道府県単位での導入が始まってくるかと思っております。他の都道府県では県が徴収した税が市町に一定額按分されてきた際に、どのように活用したらよいか分からないということが起こっているとも把握しております。仮に三重県で導入された際にも伊勢市にお泊まりいただいた方の宿泊税は伊勢市で活用したいとの思いもあり、このタイミングで検討を行っております。

参加者) お木曳があるから、そのタイミングに合わせて新しい税を検討するという説明については、伊勢の人間としてそのような考えでよいのかと感じました。伊勢市でもっと観光に関する課題が出てきた時点で検討を始めたらいいと思います。伊勢市が先進地になる必要はないと思います。市のトップも含めてよく考えていただき、また説明していただきたいと思っております。

参加者) これだけ多くの意見がある中、6月議会に議案を提出されるのか教えてください。

事務局) この説明会での内容についてはできるだけ早い段階で報告したいと思います。

事務局) 宿泊税の条例については6月議会の段階では提出できる状況ではないと認識しております。

参加者) 駐車場の利用に対する課税について、資料 2 では市民の日常利用との区別が難しく、課税客体の捕捉が困難とされているが、これは太宰府市が実施している歴史と文化の環境税において市民の日常利用が課題となっているという意味でしょうか。

事務局) 本資料は観光財源としての妥当性を検討した際に整理した課題であり、太宰府市が実施している制度の課題を示しているものではありません。

参加者) 今回の資料の記載内容は誤解を招く表現となっているのではないかと。

事務局) 誤解を招かないように資料に注釈を加えて対応したいと思います。

司会) これにて伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方についての説明会を終了します。お忙しい中どうもありがとうございました。